

令和5年7月5日

島根労働局長
宮口 真二 殿

出雲市西郷町字小-023
自動車総連島根地方協議会
議長 園山 智久

申 出 書

最低賃金法第15条第1項規定により、島根県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を次のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1,360名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申し出産業は、労働者数・工場出荷額・生産台数（売上高・販売台数）などから見て地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用・消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。

4. 添付書類

- (1) 機関決定の写し
- (2) 申し出合意書及び委任状
- (3) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲と、その数及び当該地域内の同種の労働者の概数



島根県内における自動車・同附属品製造業の事業所数と 労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 島根県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

事業所数 28
労働者数 1,973

2. 上記の内、最低賃金の改正の必要性に合意する者の内訳

事業所名	組 合 名	労働者数
		381人
		121人
		72人
		276人
		187人
		158人
		106
		59人
8 体	8労働組合	1,360人

令和5年度島根県自動車・同附属品製造業最低賃金 改正申出にあたっての疎明資料

島根県自動車・同附属品製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

記

1. 2023春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2023春季生活闘争における賃上げ結果

(1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
8,312円 (- %)	- 円 (- %)	8,144円 (1.65%)	8,565円 (3.60%)

(2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
6,119円 (2.45%)	5,454円 (2.13%)	6,526円 (2.38%)	6,608円 (2.67%)